

## 後見制度支援預金に係る特約

後見制度支援預金（以下「この預金」という。）は、当行の定める「八十二長野総合口座取引規定」または「無利息普通預金（決済用預金）規定」の定めるところに加え、次条以下の特約を定めるところにより取り扱います。

### 第1条 利用対象者

- (1) この預金は、預金者の財産を保護するため、預金者の成年後見人（以下「後見人」という。）に対し、家庭裁判所が指示書を発行する場合に限り、利用できるものとします。
- (2) この預金に関する一切の法律行為は、別途届け出る預金者の後見人が行うものとします。
- (3) この預金の利用を開始する場合は、当行所定の手数料を当行に支払うとともに、指示書に記載された預入金を申込口座に入金するものとします。
- (4) 前項の支払または入金がない場合は、当行は、この預金の申込を承諾しない場合があります。この場合、当行が既に受取っている手数料または預入金は、後見人への支払または預入者が当行に保有する他の預金口座への入金の方法等により返金するものとします。
- (5) 後見人は、預金者のため必要が生じた場合、家庭裁判所に対し、必要な金額および理由を記載した指示書の発行を求めるものとします。
- (6) 後見人は、預金者のためにこの預金を利用するにあたり、家庭裁判所の指示・監督に適切に従うものとします。

### 第2条 取引方法

- (1) この預金は、後見人が、指示書を添付のうえ、当行所定の手続きを行う場合に限り、次の各号に掲げる取引を行うものとします。
  - ①この預金口座からの払戻し
  - ②この預金口座からの定期送金の設定および変更
- (2) 前項の規定にかかわらず、指示書に記載された有効期限の経過その他の合理的な事情がある場合は、取引をお断りすることがあります。

### 第3条 届出事項に変更等があった場合の取扱い

次の各号のいずれかの事由が生じた場合には、各号に定める者が当行にただちに連絡のうえ、所定の手続きを行うものとします。この手続きが遅れたために生じた損害について、当行は責任を負いません。

- ①通帳または届出の印章の喪失：後見人
- ②預金者の住所、その他の届出事項の変更：後見人
- ③後見人の選任および資格喪失：後見人
- ④後見人の印章、住所その他の届出事項の変更：後見人
- ⑤預金者の死亡の事実：後見人または預金者の相続人
- ⑥預金者の後見制度開始取消審判の確定：預金者または後見人

#### 第4条 各種お取引の制限

この預金は、次に掲げるお取引のご利用はできません。

- ① クイックカードの発行
- ② この預金口座からの各種料金等の自動支払い
- ③ 家庭裁判所からの指示書が必要な取引の口座開設店以外での取引

#### 第5条 解約

(1) この預金契約を解約する場合は、指示書とともに通帳および届出印を持参のうえ、口座開設店に申出てください。ただし、預金者が死亡した場合には、指示書を提出する必要はありません。

(2) 次の各号に該当する場合には、当行はこの預金契約を解約できるものとします。なお、本項による解約を行なった場合、解約事由とともに家庭裁判所に報告させていただくことがあります。

- ① 預金者が死亡した場合等、預金者が法定後見人制度の適用外になったとき
- ② 「八十二長野総合口座取引規定」または「無利息普通預金（決済用預金）規定」に定める預金の解約を行うとき
- ③ 法令の改正、経済情勢の変動その他の事由により、当行がこの預金の継続的な提供が困難であると判断した場合

#### 第6条 適用条項

(1) この特約に定めのない事項については、「八十二長野総合口座取引規定」または「無利息普通預金（決済用預金）規定」が適用されるものとします。

(2) 特約条項と「八十二長野総合口座取引規定」または「無利息普通預金（決済用預金）規定」の条項が抵触する場合には、この特約の条項が優先して適用されるものとします。それ以外の場合については、この特約の目的を害しない限度で「八十二長野総合口座取引規定」または「無利息普通預金（決済用預金）規定」を適用するものとします。

(3) この特約および「八十二長野総合口座取引規定」または「無利息普通預金（決済用預金）規定」に定めのない事項が発生した場合は、当行と協議のうえ決定します。

#### 第7条 特約の変更

(1) この特約の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

#### 第8条 準拠法・裁判管轄

本契約の契約準拠法は日本法とします。本契約に関する訴訟については、長野地方裁判所を所轄裁判所とします。

以上